

公益財団法人長崎県国際交流協会ホストファミリー登録制度運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、長崎県を訪れる外国人に対して日本理解を促進するため、日本の家庭生活を体験する機会を提供するとともに、受け入れ家庭においては外国人と共に生活することによって国際的な視野を広げ、国際理解を深めることを目的として、公益財団法人長崎県国際交流協会（以下、「協会」という。）にホストファミリー登録制度を設置し、その運営についての必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「ホームステイ」とは、宿泊を伴う一定期間外国人をボランティアで家庭に受け入れ、家族と共に生活することにより相互理解を深めることをいう。
- (2)「ホームビジット」とは、宿泊を伴わない条件で外国人をボランティアで家庭に招いて交流を深めることをいう。
- (3)「ホストファミリー」とは、ホームステイ又はホームビジットにより外国人を受け入れる家庭を指し、「ホストファミリーボランティア」とはその家庭によるボランティア活動のことをいう。
- (4)「登録者」とは、ホストファミリーの登録者名簿に登録された者で、ホストファミリーの代表者をいう。
- (5)「依頼者」とは、ホームステイ又はホームビジットのためにホストファミリーの紹介を受けようとする者（団体も含む）をいう。

(紹 介)

第3条 協会は、依頼者に対してホストファミリーを紹介する。

- 2 協会は、依頼者からの「ホームステイ」又は「ホームビジット」の申込みを適当と認めたときは、登録者の了承を得た上でホストファミリーを斡旋する。
- 3 ホームステイの期間は、原則として1週間以内とする。

(紹介の要件)

第4条 ホストファミリーの紹介を受けることができる依頼者は、次に掲げるものとする。

- (1) 身元保証ができる団体（自治体、公的機関、教育機関、民間の国際交流団体等）の紹介がある訪日・在日の外国人（留学生、研修生を含む）で、日本の文化、習慣、生活などに関心をもつ者
- (2) その他協会が適当であると認めた個人又は団体

(登録の要件)

第5条 ホストファミリーとして登録できる家族は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 登録者が原則として単身者でない20歳以上の成人で、長崎県内に住所を有していること
- (2) ホストファミリーの全員が本制度の趣旨に賛同し、国、地域に関係なく外国人を受け入れられること

(登録の申込み)

第6条 ホストファミリーの登録を希望する者は、ホストファミリー登録申込書（別紙様式1）により協会に申込みを行うものとする。

- 2 協会は、前項のホストファミリー登録申込書を審査し適当と認めたときは、登録者名簿に登録するものとする。

(登録の期間)

第7条 ホストファミリーの登録期間は、登録日から協会が定める年の3月31日までとし、2年間を超えないものとする。

- 2 協会は、2年に一度、ホストファミリーの登録の更新を行うものとし、更新後の登録期間は2年間とする。

(登録の取消し)

第8条 協会は、ホストファミリーが次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、登録を取り消すものとする。

- (1) 登録者本人から登録取消しの申し出があったとき
- (2) 第5条に規定する要件を満たさなくなったとき
- (3) 前二号のほかホストファミリーとして不適格と認められる事実が発生したとき

(申込みの手続)

第9条 依頼者は、原則として利用希望日の3週間前までに、ホストファミリー紹介申込書(別紙様式2)により協会に申し込むものとする。

- 2 協会は、前項のホストファミリー紹介申込書を審査し適当と認められたときは、登録者を対象に募集を行い、応募者の中からホストファミリーを選定するものとする。
- 3 協会は、前項によりホストファミリーを選定したときは、速やかにその結果を応募した登録者及び依頼者に通知するものとする。
- 4 協会は、第1項の申込みを不適当と認められたとき、又は第2項により募集しても応募者がなかったときは、速やかにその結果を依頼者に通知するものとする。

(活動報告書の提出)

第10条 ホストファミリーボランティアを実施した登録者は、活動終了後、速やかにホストファミリー活動報告書(別紙様式3)を協会に提出するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 協会は、ホストファミリー及び依頼者の個人情報について適正に管理し、本制度の運用以外の目的に使用しないものとする。

- 2 ホストファミリー及び依頼者は、活動により知り得た他人の個人情報を漏らしてはならない。

(費用の負担)

第12条 ホストファミリーボランティアは原則無償とし、その活動に伴う送迎交通費、家庭での食事、宿泊費など基本的な費用は、登録者の負担とする。

- 2 見学料、交通費、海外通信費、その他の個人的費用は、依頼者の負担とする。

(責 務)

第13条 ホストファミリー及び依頼者は、受入れ期間中に事故等が起こることのないよう十分に配慮しなければならない。

(免 責)

第14条 ホストファミリーが、受入れ期間中の事故等により被った損害については、当協会はその責任を負わないものとする。

(雑 則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年11月15日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年2月27日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年8月14日から施行する。